B　地域おこし企業人の受入れの開始の日からその終了の日までの期間に必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が3,500,000円を超えるときは3,500,000円とする。）	
C　地域おこし企業人の提案した事業の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）	
四十三　多面的機能支払・環境保全向上対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第九条第二項」とあるのは「第九条第一項」と、「一〇七、〇〇〇円」とあるのは「八四、三〇〇円」と、「〇・四」とあるのは「〇・六」と読み替えるものとする。
四十四　奄美群島振興に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四十五　小規模学童保育に要する経費があること。	単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として総務大臣が調査した数に五五、〇〇〇円を乗じて得た額とする。
四十六　地域公共交通再編推進事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四十七　公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四十八　空き家対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

B　地域おこし企業人の受入れの開始の日からその終了の日までの期間に必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が3,500,000円を超えるときは3,500,000円とする。）	
C　地域おこし企業人の提案した事業の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）	
四十三　多面的機能支払・環境保全向上対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第九条第二項」とあるのは「第九条第一項」と、「一〇七、〇〇〇円」とあるのは「八四、三〇〇円」と、「〇・四」とあるのは「〇・六」と読み替えるものとする。
四十四　奄美群島振興に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四十五　小規模学童保育に要する経費があること。	単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として総務大臣が調査した数に五五、〇〇〇円を乗じて得た額とする。
四十六　地域公共交通再編推進事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四十七　公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四十八　空き家対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。